

2007年3月23日

内閣府食品安全委員会事務局評価課内

「平成19年度運営計画（案）」意見募集担当 御中

## 「平成19年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

(法人名) 日本生活協同組合連合会

(所在地) 〒150-8913

東京都渋谷区渋谷 3-29-8

電話：03-5778-8124

国民の健康保護を目的とした食品安全行政を推進するため、リスク分析手法に基づく食品健康影響評価や関係各省との連携によるリスクコミュニケーションの実施など、貴委員会の取り組みに敬意を表する次第です。

この度、食品安全委員会の「平成19年度運営計画（案）」（以下、計画（案））に対し、下記の意見・要望を提出いたします。

### 記

#### 1. 「平成19年度における委員会の運営の重点事項」について

##### (1) ポジティブリスト制について

(意見) 平成18年5月末にポジティブリスト制度が施行されて、8ヶ月が経過しました。この制度の実効性について、リスク管理機関と協力して検証を行い、その結果を委員会として発表していただく必要があると考えます。

(理由) この間ポジティブリスト制度の導入に伴うと考えられる違反事例が複数報告されています。この結果を踏まえ、この制度がどの程度食品の安全性に寄与したかをリスク管理機関と協力してふりかえり、評価を行うことが大切だと思います。平成17年4月28日に確認された貴委員会発厚生労働省宛の意見書によれば、「食品の安全性の向上のため適時適切な措置が講じられていることを確認できるよう、当委員会に対し逐次報告を行うこと」とあります。ポジティブリスト制度について逐次リスク管理機関より報告を受け、制度の評価を共有化すべきだと考えます。

(意見) 一律基準について、「人の健康を損なうおそれのない量」として0.01ppmを定めることが適当かどうか検討するための計画を策定すべきだと考えます。

(理由) 現在一律基準に0.01ppmを定めていますが、これはリスク評価を行っていない値であり、海外の基準等から設定しているにすぎません。また、この値を設定するにあたって、平成16年8月6日に開催された薬事食品衛生審議会食品衛生分科会農薬動物用医薬品部会において、「食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼する」

とありますので、貴委員会におかれましては、速やかに評価を開始していただきたいと考えます。

(意見)

評価体制の強化を図り、評価の期限目標を設定して正確に、かつ計画的に評価を進める必要があると考えます。

(理由)

ポジティブリスト制における現在の暫定基準の運用は、科学的評価を終えていないという観点から、リスクアナリシスの考え方との矛盾を早期に解決する必要があります。「平成18年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況のポイント(未定稿)」によりますと、「179案件の評価要請を受け、78案件について評価結果を通知」とあります。残り101の案件について、いつまでに評価結果を通知することができるのか、また、本年は新たに何件の評価を終えることができるのか、期限目標として明記することによって、計画的に評価を進めることを要望します。また、評価にあたっては正確に行うことはもちろんですが、必要なデータについては計画的にリスク管理機関に要求するなど、迅速な作業のために最も効果的な手法をとるよう努めていただきたいと思います。

(2) リスクコミュニケーションについて

(意見)「地域の指導者養成講座」について、昨年度に行われた活動のふりかえりを行い、その結果を平成19年度の活動にいかしてください。

(理由)重点事項及び「第4 2 リスクコミュニケーション推進事業の実施」において、来年度も継続して地域の指導者養成講座を実施する旨の記載があります。当講座は新しい取り組みであり、継続して行われることは大切ですが、まず今年度の活動内容をふりかえって、適切な改善が行われるべきだと考えます。貴委員会自らが考える改善点に加えて、今年度参加者の意見を取り入れるなどして、よりよい講座の企画、運営に努めていただきたいと思います。企画の段階においては行政関係者、事業者、消費者に意見を求めることも効果的だと考えます。

(意見)「リスクコミュニケーター」を育成するための講座が新たに計画されていますが、どのような活動を展開したいのかの目的とイメージを明確にして進めることが重要と考えます。特に、人材を生かす場の検討が必要です。

(理由)「地域の指導者」や「リスクコミュニケーター」の養成は良い考えだと思います。リスクコミュニケーションを推進するために今必要とされるのは、さまざまな事項に関して正確な情報を提供できる人材と、そういった情報を正しく理解するための場を増やすことだと考えます。そのためには、「地域の指導者」として専門的な知識をもつ地方農政局や保健所の職員が、それぞれの地域で国民への情報を提供する場を数多く作っていくことが大切であり、情報を得たいという国民と、指導

者との間をつなぐ役割を「リスクコミュニケーター」に与える、というやりかたが考えられます。パイロット地域を選定し、その地域での人材育成とリスクコミュニケーションの場作りのモデル展開を行い、ふりかえりを行いながら拡大していくという方法も有効だと考えます。パイロット事業の展開にあたっては、行政関係者だけでなく、その地域の消費者や消費者組織、事業者、小売業者等の参画によるプログラム作りが大切になると考えます。

貴委員会には、リスク管理機関と協力して、このようなプログラムづくりを行う上でのリーダーシップの発揮を期待いたします。

(意見) 全国食品安全連絡会議を省庁横断的で、かつ地方から中央までの連携を強化するような連絡会議に発展させることを提案します。

(理由) 「第4 3 全国食品安全連絡会議の開催」において、「委員会と地方公共団体の緊密な連携や情報の共有化」を図るために会議を開催する旨記載されています。ところが、厚生労働省、農林水産省ともに課長級の会議を年に1回開催しているという実績があることから、これらと連携して開催することによって、互いに食品の安全に関する情報の共有化をはかることが期待できます。3府省が一体となった効率的な運営を希望します。

## 2. その他の事項について

### (1) 委員会が自ら行う食品健康影響評価について

(意見) 食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した案件について、それぞれ優先順位を公表した上で、評価終了までの期限を設定し、その上で計画を公表することが必要と考えます。

(理由) 計画(案)において貴委員会は、4つの案件について自ら食品健康影響評価を行うとされています。どのような基準を用いて優先順位を決定し、評価を行うのにどのくらいの期間が必要なのかを示すことによって、貴委員会における作業の結果が明確になり、検証可能な評価体制を構築することができると考えます。

### (2) 食品安全総合調査について

(意見) 調査の結果について速やかに報告するよう努めてください。

(理由) 食品安全総合調査については、平成19年3月6日現在調査終了の案件があるにも関わらず、結果についての記載が見受けられません。貴委員会が調査した内容は、私たちも大きな関心を寄せている内容です。仕様書には報告は報告書および電子媒体にて行う旨が記載されていますが、あわせて可及的速やかにホームページ等に公開していただきたいと思えます。

以上